

株式会社〇〇〇〇 御中

東京精電株式会社  
技術部 装置技術課 〇〇 〇〇

## 輸出令 別表第一 該非判定

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は 格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。  
首記の件につきまして下記のとおりご報告いたしますので、よろしくご査収のほど  
お願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象製品 定周波定電圧電源 CVFT1-250HA  
製造番号 :
2. 検討項目 輸出令別表第一の 1の項から 16の項
3. 検討結果 輸出令別表第一の 16の項に該当する。(第16部第85類)
4. 添付資料 項目別対比表

以上

# 輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2015.10.1 施工政省令等対応

貨物名	定周波定電圧電源
メーカー名	東京精電株式会社
型及び銘柄	CVFT1-250HA

別1項番	判定欄	注釈	記入欄
次に掲げる貨物であって、 経済産業省令で定める仕様のもの 2-(8) ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器 又はその部品	該当 ○ 非該当 × 対象外 -		
[省令] 第1条 輸出令別表第1の2の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。			
八 周波数変換器又はその部品であって、 次のいずれかに該当するもの	[×]		
イ ガス遠心分離機用の周波数変換器であって、 次の(一)から(四)までのすべてに該当するもの 又はその部分品	[×]		
(一) 出力が三相以上のものであって、周波数が 600ヘルツ以上 2000ヘルツ以下の出力を 得ることができるもの	[×]		数値 ( 単相出力 ) 数値 ( 45~99.9Hz )
(二) 出力電圧の歪率が2パーセント未満のもの	[○]		数値 ( 1% )
(三) 出力周波数精度の精度がプラスマイナス0.1 パーセント未満のもの	[○]		数値 ( ±0.01% )
(四) 出力基本波電力の入力基本波電力に対す る比率が80パーセントを超えるもの	[×]		
ロ 周波数変換器であって、 次の(一)から(四)までのすべてに該当するもの (イに該当するものを除く。)	[×]		
(一)40ワット以上の出力を得ることができるもの	[○]		数値 ( 250VA )
(二)出力が三相以上のものであって、 周波数が600ヘルツ超 2000ヘルツ未満 の出力を得ることができるもの	[×]		数値 ( 単相出力 ) 数値 ( 45~99.9Hz )
(三)出力電圧のひずみ率が10パーセント未満の もの	[○]		数値 ( 5% )
(四)出力周波数の精度がプラスマイナス0.1 パーセント未満のもの	[○]		数値 ( ±0.01% )

判定結果	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
該当項番	
① 輸出令別表第1の項番	[ ]
貨物等省令の条項号等の番号等	[ ]

作成責任者 会社名	作成年月日： 年 月 日 東京精電株式会社
所属・役職	
氏名	印
電話	